

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 28 日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第17号

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則の一部を改正する規則

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則（昭和48年新潟県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号を加える。

改 正 後	改 正 前
別表（第4条関係）	別表（第4条関係）
機 械 器 具	機 械 器 具
（略）	（略）
3 測定試験機器	3 測定試験機器
(1)～(148) (略)	(1)～(148) (略)
<u>(149) マイクロフォーカスX線CT装置</u>	
（略）	（略）
備考 (略)	備考 (略)

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。